一関市制限付一般競争入札事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一関市営建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札事務の取扱 いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 市営建設工事 一関市営建設工事の請負契約に係る入札参加者の資格及び指名等に 関する要綱(平成17年一関市告示第42号)第2に規定する建設工事をいう。
 - (2) 特定市営建設工事 大規模かつ技術的難度の高い市営建設工事で市長がその施工の 都度指定するものをいう。
 - (3) 政令 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)をいう。
 - (4) 法 建設業法 (昭和24年法律第100号) をいう。

(対象工事)

第3条 制限付一般競争入札の対象工事は、原則として、設計額税抜き 1,000 万円以上の 市営建設工事とする。

(入札参加資格)

- 第4条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次の各号に 掲げる要件を全て満たすものでなければならない。
 - (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他使用人として使用する者でないこと。
 - (3) 法第3条第1項の規定による許可を受けていること。
 - (4) 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の有効期限を経過していないこと。
 - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、更正手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。)でないこと。
 - (6) 対象工事に関し、当該工事現場に配置を予定する主任技術者等が適正であること。
 - (7) 入札公告の日から入札の日までの間に、一関市から一関市営建設工事に係る指名停止措置要綱(平成17年一関市告示第43号)に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (8) 市税に納期到来分の未納がないこと。
- 2 前項に定めるもののほか、対象工事ごとに必要な入札参加資格は、一関市営建設工事 指名業者資格審査会に審議させたうえで市長が定める。

(入札公告)

- 第5条 市長は、対象工事について必要な入札条件等を付し、公告(様式第1号)するものとする。
- 2 前項の公告は、原則として毎月 10 日 (その日が一関市の休日に関する条例 (平成 17年一関市条例第2号) に規定する市の休日 (以下「休日」という。) に当たるときは、そ

の日後において最も近い休日でない日。以下同じ。) に一関市のホームページ (以下「ホームページ」という。) に掲載することにより行うものとする。

(入札参加申請及び提出書類の様式等の入手)

- 第6条 対象工事の入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)は、制限付一般競争入札参加申請書(様式第2号)を入札公告で指定する期限までに同公告で指定する提出先に提出するものとする。なお、対象工事が特定市営建設工事である場合は、併せて特定市営建設工事共同企業体入札参加資格申請書及び特定共同企業体協定書を提出するものとする。
- 2 入札参加希望者は、提出期限までに第9条及び第16条に掲げる提出書類の様式、制限付一般競争入札説明書(様式第8号)、制限付一般競争入札心得(様式第9号)をホームページからダウンロードするものとする。

(設計図書等の縦覧)

第7条 入札参加希望者は、対象工事の仕様書、図面及び積算参考資料(以下「設計図書等」という。)を入札公告で指定する期間内において縦覧するものとする。

(設計図書等に関する質問及び回答)

- 第8条 入札参加希望者は、設計図書等に関する質問がある場合には、入札公告で指定する期間内において、電子メール又はファックスにより総務部総務課に申し出ることができる。
- 2 前項の質問及び質問に対する回答は、入札公告に指定する期間、一関市のホームページに掲載するものとする。

(入札の提出書類及び方法)

- 第9条 入札の提出書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 入札書(様式第3号)
 - (2) 工事費内訳書(様式第4号)
- 2 入札は、公告で指定した日時、場所において入札参加希望者が入札書及び工事費内訳 書を入札箱に直接投函するものとする。
- 3 前項の規定による入札は、入札前に委任状(様式第 10 号)を提出して、代理人に行わせることができるものとする。

(開札)

- 第10条 開札は、前条第2項又は第3項の入札が終了後、直ちに入札参加者(前条第3項 による代理人を含む。)を立ち会わせて行うものとする。
- 2 開札の結果、有効な入札を行った者で、最低制限価格以上でかつ予定価格の制限の範囲内の価格で入札したもののうち最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。 (無効)
- 第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 委任状(様式第10号)を持参しない代理人のした入札
 - (3) 指定した入札書様式又は工事費内訳書様式を用いない入札
 - (4) 入札参加者(代理人にあっては、代理人)の記名押印をしていない入札
 - (5) 入札書又は工事費内訳書の金額を訂正した入札
 - (6) 第1回の入札において入札書と工事費内訳書の金額が一致しない入札

- (7) 誤字・脱字等により必要事項が確認できない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) 設計書の閲覧をしない者・現場説明に参加しない者のした入札
- (II) その他入札に関する条件に違反した入札 (失格)
- 第12条 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は失格とし、当該工事に係る再度入 札に参加することができない。
 - (1) 入札価格が最低制限価格に満たない入札
 - (2) 第1回の入札において、入札書若しくは工事費内訳書のみを提出した入札又は工事費内訳書に内訳の記載がない入札

(再度入札)

- 第13条 開札の結果、落札予定者がないときは、直ちに再度入札を行うものとする。この 場合において、工事費内訳書の提出は、省略することができるものとする。
- 2 再度入札の回数は、2回を限度とする。
- 3 再度入札において自主的に辞退する旨の申出があったときは、それを認め、その後の 入札に当たっては、不利益をあたえないものとする。

(くじによる落札予定者の決定)

第14条 開札の結果、有効な入札を行った者で、最低制限価格以上でかつ予定価格の範囲 内で最低の価格をもって入札した者が複数となった場合は、この者たちにくじを引かせ 落札予定者を決定する。

(再度入札においても落札予定者がないとき)

- 第15条 2回の再度入札で落札予定者がないときは、入札を打ち切るものとする。 (落札者の決定)
- 第 16 条 市長は、次に掲げる必要な書類(以下「確認書類」という。)を落札予定者に提出させ、資格を確認する。
 - (1) 制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第5号)
 - (2) 施工実績調書(様式第6号)
 - (3) 最新の経営事項審査結果通知書の写し
 - (4) 市内営業所の業者にあっては、市内営業所常勤職員名簿(様式第7号)
 - (5) その他市長が提出を求めるもの
- 2 確認書類は、市長が指定する日までに、落札予定者が総務部総務課に持参するものと する。
- 3 落札予定者が入札参加資格を満たしている場合は、落札者として決定し、前項に規定 する日から4日以内に通知する。
- 4 落札予定者が入札参加資格を満たしていないと判断した場合は、その理由を合わせて 通知する。この通知を受けた者は入札参加資格を満たしていない理由の説明を求めるこ とができる。ただし、入札手続きは続行する。
- 5 落札予定者が入札参加資格を満たしていない場合、落札予定者が確認書類を提出期限 内に提出しない場合又は落札予定者が入札参加資格確認のために市長が行う指示に従わ ない場合は、当該落札予定者のした入札を無効とし、次に低い入札金額の者に確認書類

の提出を求め入札参加資格の審査を行い、その結果を提出後3日以内に通知するものと する。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成27年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。

附 則 (令和4年12月27日改正)

この要領は、令和5年1月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。

附 則(令和5年6月22日改正)

この要領は、令和5年7月1日以降に行われる公告から適用する。